

委託業務に関する仕様書

1 業務名

令和 8 年度社会起業家創出支援事業委託業務

2 目的

次世代の県経済の担い手育成を進めるためには、今後の成長が期待される事業分野や社会的課題の解決に取り組む事業分野において、成長を志向するスタートアップやアトツギベンチャー（以下「起業家」という。）を数多く創出する必要がある。

そこで、本事業ではビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組む起業家（以下「社会起業家」）に対し、事業モデルの確立や資金調達、事業拡大を図る「社会起業家総創出プログラム」を実施することで、社会起業家の成長加速化を図る。

3 委託業務の運営体制

本委託業務は、大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター（以下、「おおいたスタートアップセンター」という）の共催とする。これを踏まえ、受託者は委託業務遂行にあたり以下を順守すること。

- ・本委託業務において作成する広報物（チラシやホームページ等）や、イベント開催時の実施主体の案内において、「主催：大分県、共催：おおいたスタートアップセンター（公益財団法人大分県産業創造機構）」と明記すること。
- ・本委託業務における県との連絡調整（メール等）には、おおいたスタートアップセンターのセンター長及び担当コーディネーターも含めること。
- ・本仕様書において規定する県との定期的なミーティングや、プログラム及び関連する各種イベント等の実施にあたっては、おおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターも参加することから、日程調整に配慮すること。

4 本委託業務の位置付け

本委託業務の位置付けは、別紙 1 を参照することとし、受託者は、別紙 1 の位置付けを十分理解した上で業務を遂行するものとする。

5 委託業務の実施期間

契約の日から令和 9 年 3 月 3 1 日

6 委託業務内容

(1) プログラムの準備

- ・本仕様書に規定する各業務の工程を記載した全体工程表を作成の上、県の承認を得ること。工程表の様式は任意とする。
- ・プログラムの名称やロゴ、ホームページを県と協議の上作成すること。ホームページは、プログラムの募集に関する事項やプログラムの内容詳細、スケジュールに加え、メンターに関する情報（経歴や得意領域など）、過年度の実績などを具体的に掲載し、応募者がプログラムの内容やメリットを具体的にイメージできるものとする。
- ・プログラム周知に向けた説明資料やチラシ等広報物を、県と協議の上作成すること。

(2) 事前講座の実施

- ・社会起業家としてのマインドセットや基礎的知識の習得を目的とした事前講座を3回実施すること。
- ・リアルまたはオンライン開催とし、開催方法はセミナー内容等を考慮したうえで、県と協議して決定すること。
- ・対象者は大分県内で社会課題の解決に興味がある社会起業家とし、内容に応じた外部講師を選定するとともに、後述する伴走支援へと繋げること。
- ・事前講座の参加者は各回20名以上を目指すこととし、目標達成のために効果的な広報を行うとともに、おおいたスタートアップセンターといった県内支援機関と連携することで効果的な参加者募集を図ること。

(3) 伴走支援対象企業の決定

- ・プログラムに参加する社会起業家を5者募集すること。
- ・参加者は原則、(2)事前講座に参加した者とし、審査基準や審査方法、審査員といった選考に関わる事項は県と協議したうえで決定すること。
- ・プログラム参加者の募集期間は最低2週間以上設けること。

(3) 伴走支援の実施

- ・選定した5者の参加者それぞれに対し、成長のために必要な伴走支援（以下、「成長支援」という。）を6か月程度集中的に行うこと。
- ・成長支援については、参加者によってニーズやステージが異なることから、プログラム開始時に支援ニーズや目標を十分確認し、当該ニーズや目標を踏まえた上で支援を実施すること。
- ・成長支援の形態（リアル・オンライン）は問わないが、回数については1者につき6ヵ月間で合計6回以上とすること。

- ・成長支援の実施時は、可能な限り県及びおおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターの同席を調整すること。
 - ・支援の進捗状況を、任意の様式で県及びおおいたスタートアップセンターに毎月共有すること。
- 参加者と県及びおおいたスタートアップセンターに共有すること。

(4) 成果発表会の開催

- ・県内の社会起業家機運の醸成及びプログラム参加者の事業成長を目的とし、プログラム参加者によるピッチイベントを開催すること。
- ・本イベントの目的達成のため、メディア等と連携し、県内外起業家や起業に関心がある層、投資家、金融機関、事業会社等が多数来場するよう、広報・集客に努めること。
- ・イベントはリアル開催とすること。また、イベントの様子などを広く発信できるよう、県内外メディアと適宜連携すること。
- ・イベントの内容は以下を基本とし、詳細については県と協議の上決定すること。

①基調講演やトークセッション

県内外から著名な講師を1名以上招へいの上、基調講演やトークセッションを実施し、起業機運の醸成を図ること。

②ピッチイベント

本プログラム参加者を登壇させ、ビジネスプランや事業成果、事業成長の具体的なロードマップ、今後の支援ニーズ等について発表し、来場者とのビジネスマッチングを図ること。受託者は、来場した投資家や金融機関、事業会社等とのマッチング促進のため、本ピッチイベントまでに参加者のプレゼン内容を十分ブラッシュアップすること。

③交流会

ピッチイベント登壇者と来場者等とのビジネスマッチングを円滑化するため、交流会を実施すること。

(5) 報告書の作成

- ・委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。
- ・報告書の様式は任意とするが、本仕様書6の(1)から(4)に記載した業務内容の実施状況・結果を漏れなく記載すること。
- ・報告書には、社会起業家の成長支援における今後の課題や方策などを盛り込むこと。

7 その他

- ・受託者は、県の求めに応じて、県が実施するスタートアップ支援機関の連絡会議に出席すること。
- ・プログラム採択者に対し、県が秋ごろ開催するミートアップイベント（仮称）への参加を積極的に促すこと。
- ・本事業の準備や運営について、委託契約締結以後、県及びおおいたスタートアップセンターと定期的なミーティングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に県及びおおいたスタートアップセンターに共有すること。
- ・感染症予防対応などのため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、県と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行うこと。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、減額の変更契約を行うこと。
- ・本事業における制作物（ロゴ等）の著作権は、委託業務完了後に県へ無償で譲渡するものとする。なお、本事業において作成したホームページについて、委託業務完了後のホームページの維持管理に関する取扱いは、県と協議の上決定すること。
- ・本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求書・領収書など）を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から5年間保管し、必要に応じて県に提出すること。
- ・その他仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上決定すること。

別紙 1

令和 8 年度社会起業家創出支援事業の位置付けについて

1 本事業は、県が実施する「令和 8 年度おおいたスタートアップ支援事業」のメニューの一つとして実施する。令和 8 年度に実施するおおいたスタートアップ支援事業は以下のとおり。

(1) 大分発ニュービジネス発掘・育成事業

有望な起業家等の発掘・育成に向けたビジネスコンテスト開催

(2) アトツギベンチャー創出支援事業

アトツギによる新規事業・家業変革に向けた講座・メンタリング等

(3) 企業内起業家創出促進事業

企業内起業家の育成と新規事業創出に向けた講座・メンタリング等

(4) 社会起業家創出支援事業

ビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組む起業家の支援

(5) 成長志向起業家等育成支援事業

厳選した有望な起業家等に対する集中支援（アクセラレーションプログラム）

2 本事業の位置付けについては、下図を参照し、受託者は委託業務遂行にあたり、常に下図に基づいた支援イメージを持つこと。

<参考図表>

